

平成31年3月20日
第220回都市計画審議会

西本村の森緑地の都市計画変更について

1 概要

大泉学園町二丁目において、昭和63年より憩いの森として地域に開放されてきた樹林地と隣接する駐車場の一部について、みどりを保全し、豊かな景観の形成を図るため、約0.62haの区域を都市計画緑地に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過と今後の予定

平成30年10月18日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
11月1日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～22日	(意見書の提出および公述の申出なし)
11月13日	都市計画原案の説明会
平成31年1月16日	東京都知事協議終了
2月1日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～15日	(意見書の提出なし)
3月20日	練馬区都市計画審議会へ付議
4月	都市計画決定・告示

4 議案

議案第427号 東京都市計画緑地の変更(練馬区決定)

[第99号 西本村の森緑地]

(1) 都市計画の案の理由書	P3
(2) 計画書	P4
(3) 位置図	P5
(4) 計画図	P6

5 添付資料

現状写真(参考資料)	P7
------------	----

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第 99 号 西本村の森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成 27 年 12 月改定）では、本計画地のある大泉学園町二丁目を含む第 5 地域は、生産緑地や樹林地など私有地のみどりは多くあるものの、地域全体の緑被率は減少していることから、今後も公園の整備等を推進するとともに、特に良好な樹林地などについては、積極的に保全することとしている。また、練馬区みどりの基本計画（平成 21 年 1 月）では、樹林地の保全について、その特性に応じて各種制度を適切に活用することとしている。そのうち、区が所有者から借り区民に開放している憩いの森については、練馬の風土を今に伝える重要なみどりであるとともに、区民や生きものにとって貴重なみどりであることから、恒久的な保全のため、都市公園化や特別緑地保全地区等の指定を目指すこととしている。

区北西部に位置する本計画地のうち約 0.56 ヘクタールは、ケヤキやクリなどの大木からなる樹林地であり、東京都市計画地区計画放射 7 号線西大泉・大泉学園町地区地区計画（平成 28 年 3 月 7 日練馬区告示第 108 号）において、保全すべき樹林地に位置付けられている。

こうしたことから、当該地域のみどりを保全し、豊かな景観の形成を図るため、昭和 63 年より憩いの森として地域に開放されてきた樹林地を含む約 0.62 ヘクタールの区域を、都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更(練馬区決定) (案)

東京都市計画緑地に第99号西本村の森緑地をつぎのように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑 地 名			
第99号	西本村の森緑地	練馬区大泉学園町二丁目地内	約0.62ha	現に存する樹林地の保全を目的とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由

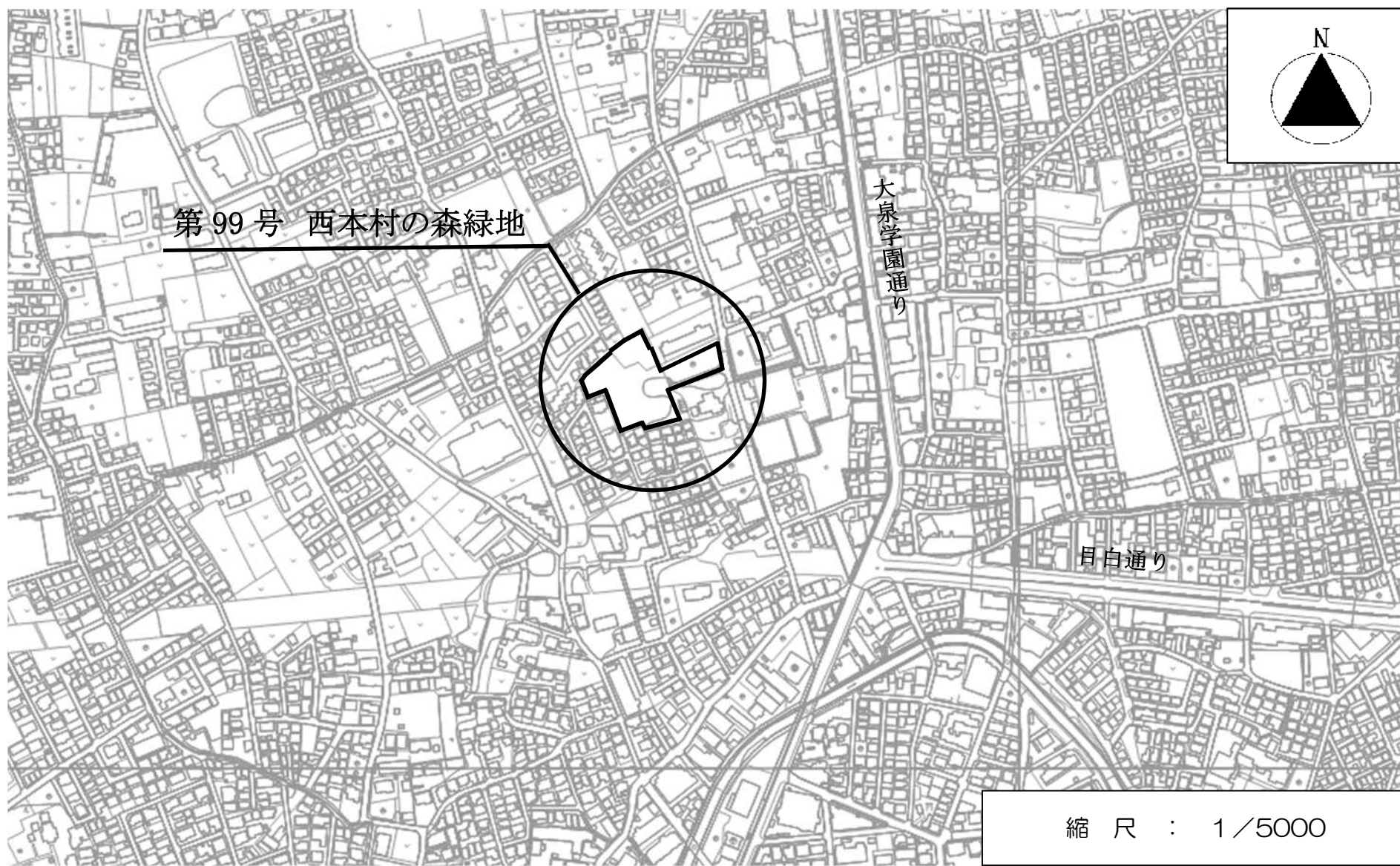
みどりを保全し、豊かな景観の形成を図るため、緑地の保全について検討した結果、上記のとおり緑地を追加する。

新旧対照表

名 称		位 置	面 積	摘 要
番 号	緑 地 名			
第99号	西本村の森緑地	練馬区大泉学園町二丁目地内	約0.62ha	追加

東京都市計画緑地 第99号 西本村の森緑地 位置図〔練馬区決定〕

案



第99号 西本村の森緑地

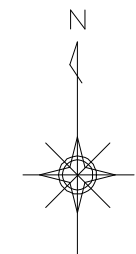
大泉学園通り

目白通り

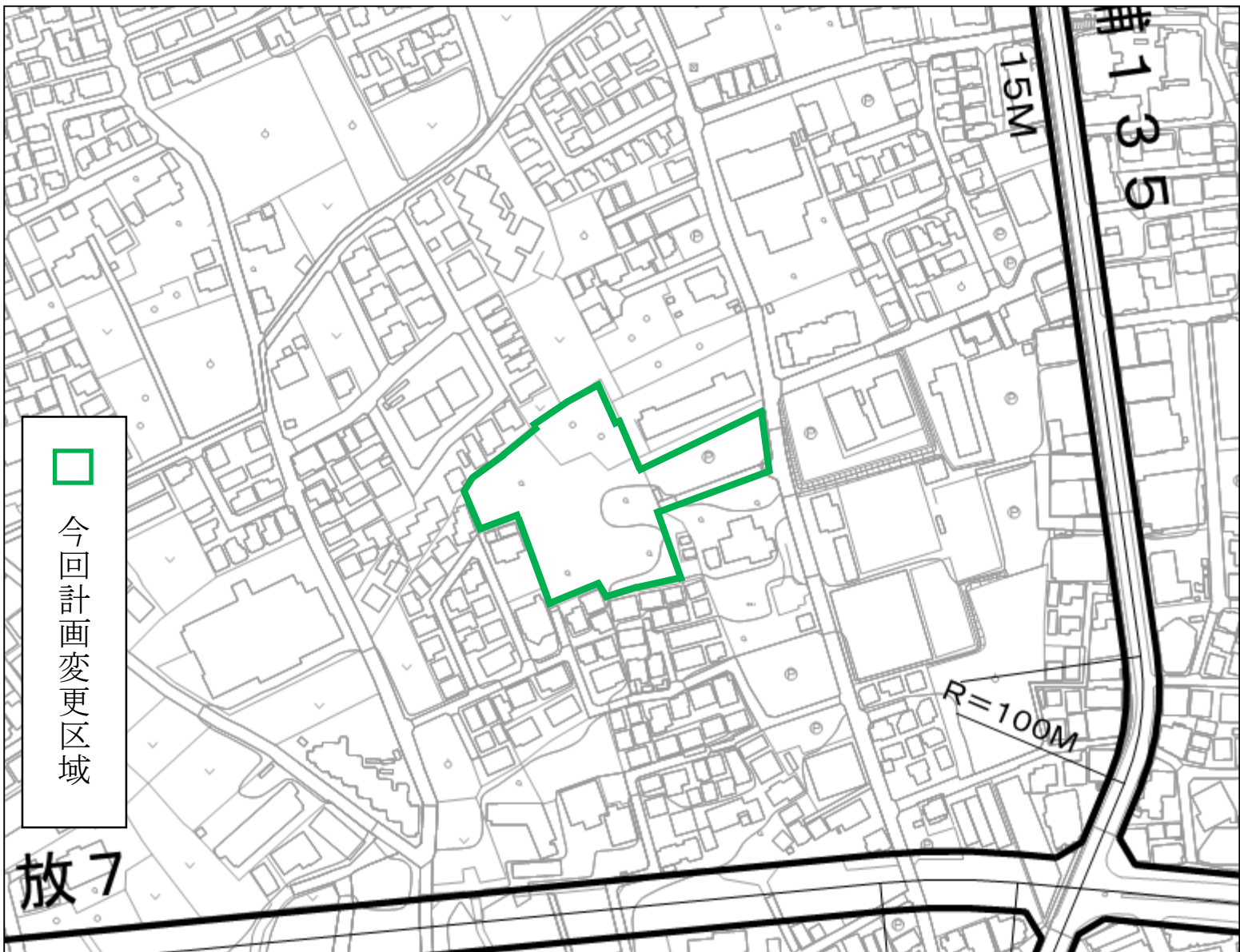
縮尺：1/5000

東京都市計画緑地計画図(案)

第九十九号 西本村の森緑地

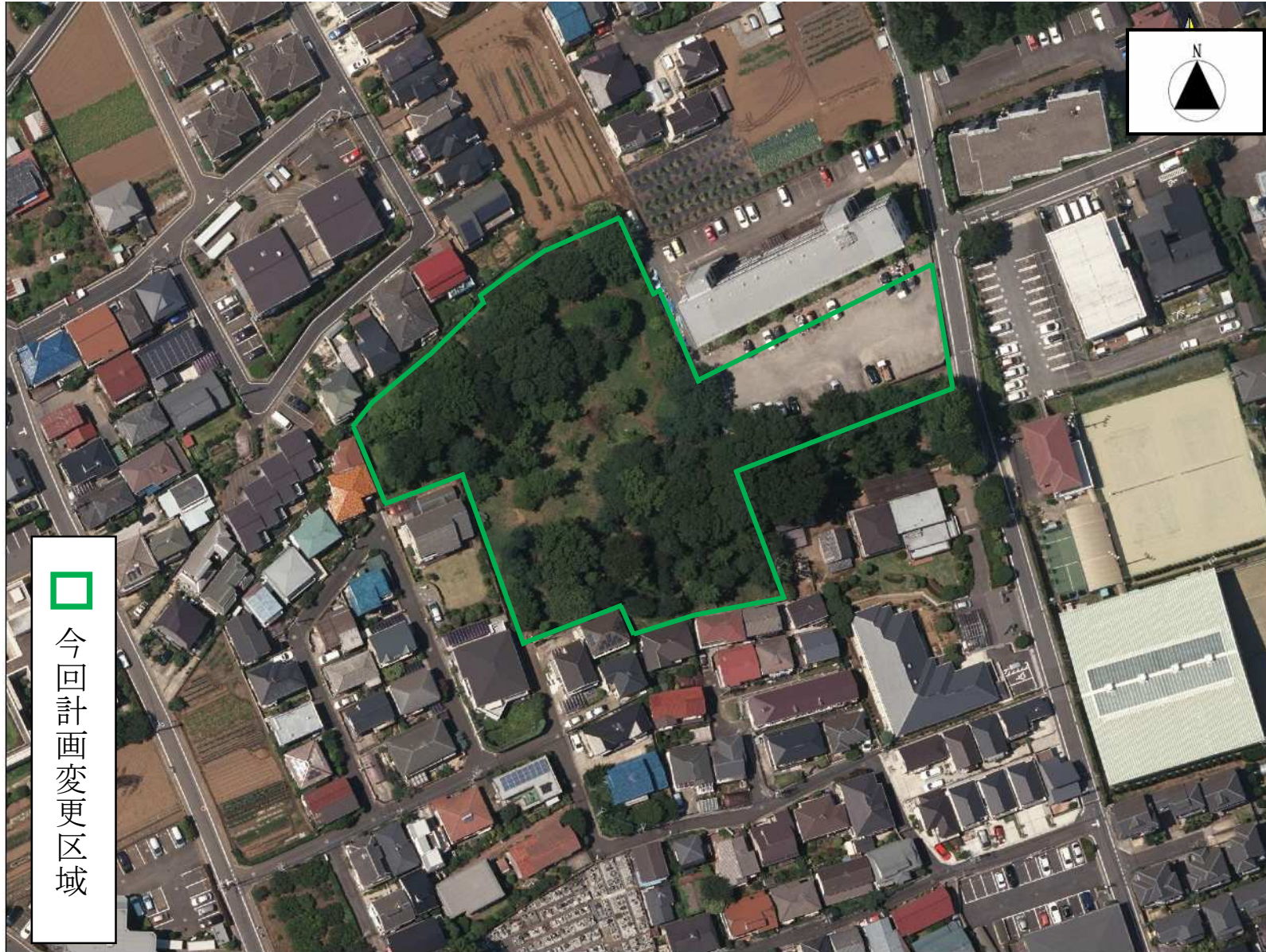


縮尺二千五百分之一



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第114号・30都市基交測第51号」
「(承認番号)30都市基街都第153号、平成30年8月30日」

東京都市計画緑地 第99号 西本村の森緑地 現状写真



今回計画変更区域

議案第427号
参考資料

0 50m